

公益社団法人新宮市シルバー人材センター  
令和8年度 事業計画

新宮市の高齢化は全国平均を大きく上回り46.3%（令和7年度当初）の高齢化率である。その中で、高齢者の生きがいや社会参加を実現するシルバー人材センターの存在感を高めていく必要がある。

生涯現役社会を実現するためにはシルバー人材センターへの地域社会の期待も大きい。

令和8年度においてもシルバー人材センターの課題である会員拡大や就業機会の増加など会員、役職員、センターが一体となり目標を達成し、地域のニーズと結ぶため以下の諸事業に取り組んでいくものとする。

1. シルバー人材センター事業（公益目的事業）

（1）就業機会の拡大と提供

- ① 高齢者に相応しい仕事を一般家庭や事業所から新規あるいは継続で受注し、請負、委任又は派遣事業就業の形で会員に提供する。
- ② 地域における人手不足分野や介護等現役世代を支える分野の就業機会の確保に努め地域の活性化を図る。
- ③ デジタル化に対応するためスマホなどICT（情報通信技術）を使い、就業条件の通知や就業情報の発信など会員専用のスマイルトゥスマイルで会員とセンターが繋がるよう努める。
- ④ 空き家管理や墓地清掃サービスなど特色ある事業を推進し、発注者の利便を図り、地域の生活環境の保全等に寄与する。
- ⑤ 臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務にかかる雇用による就業について求人、求職の受理、またその紹介を行う職業紹介事業を実施する。

（2）安全・適正就業の推進

- ① 安全はすべてに優先するを原則に安全・適正就業対策実施計画、安全就業基準を会員に配付し、除草時の防護ネットの使用など安全かつ適正な業務遂行に努める。
- ② 適正就業ガイドラインに沿った就業を目指し適正な就業時間、就業日数また就業形態、危険度等を精査し就業に努める。
- ③ 安全就業基準の遵守を求め、現場確認を実践するため安全・適正就業委員会で安全パトロールを実施する。
- ④ 就業中や就業途上時における交通安全に対する注意の徹底を年4回の全国や和歌山県の交通安全運動に合わせ会員に通知し啓発を図る。

- ⑤ 飲酒運転根絶に向けた酒気帯びの有無の確認、記録の保存を会員、職員も実施する。また、和歌山県公安委員会が開催する安全運転管理者講習に参加する。

### (3) シルバー派遣事業の推進

- ① 派遣元の和歌山県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という）の新宮事務所として連合会との共同目標（契約金額1,800万円）を設定しシルバー派遣事業の前年度の実績を上回る。
- ② 請負や委任に相応しくない業務については、偽装請負の根絶を図りシルバー派遣事業契約での就業を図るため発注者の理解を得られるよう努める。
- ③ 労働者派遣法に定められた教育訓練研修を派遣元の連合会に協力し実施する。
- ④ シルバー派遣事業の拡大を通じて労働者派遣事業手数料の増額を図る。

### (4) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の促進

- ① 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を継続して実施し、人手不足分野や現役世代を支える分野の就業機会の開拓を推進する。
- ② 地域に密着した就業の機会を会員に確保し、会員の生きがいの充実や社会参加の拡大を図る。
- ③ 本年度の就業延人員数など事業実績が次年度の補助金に反映されるため会員数や派遣就業延人員の拡大に努める。

### (5) 就業率の向上

- ① 健康で働く意欲のある会員に出来る限り希望職種の就業機会を提供することと請負・委任、派遣合わせて就業率が60%を上回るよう取り組む。
- ② 新入会員には入会后、速やかに仕事を紹介するよう努めるとともに未就業会員にも可能な限り仕事の紹介を行い、未就業者の減少を図る。
- ③ 就業の提供にあたっては適性、協調性、希望職種等を考慮の上、公平・公正なマッチングに努める。

### (6) 普及啓発活動の推進

- ① 10月はシルバー人材センター事業普及啓発促進月間であり第3土曜日の「シルバーの日」を中心に実施する奉仕活動への会員の積極的な参加を促し、地域住民の認知が広がるよう努める。
- ② シルバー人材センター事業の紹介、啓発のためチラシ配布、市広報・地方新聞の広告、ホームページ等を活用し、市民への周知と高齢者の入会促進に努める。
- ③ シルバー人材センターの除草、剪定のイメージの転換を図り、幅広い就労意欲のある高齢者の加入を促進するためセンター、連合会が連携し効果的な広報活動を実施する。

## (7) 講習会の開催

- ① 厚生労働省の委託事業の「高齢者活躍人材確保育成事業」（旧シニアワークプログラム事業）の技能講習を実施し会員の知識、能力の向上と新規会員の確保につなげる。
- ② 安全・適正就業を心がける中で全国的に事故が多く発生している刈払い機の取扱い講習会を開催し、作業に必要な知識や技能の習得を図る。

## (8) 高齢者いきいきサポート事業の実施

- ① 新宮市の支援による高齢者等生活支援サービス事業「高齢者いきいきサポート事業」については、家事・福祉サービス事業、通院付添事業、空き家管理事業、シルバーショップ事業等を引き続き実施する。
- ② サービスを提供する会員の高齢化や家事支援の就業を希望する会員が少ないなど課題はあるが就業会員の確保等に取り組むものとする。

## (9) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施

- ① 平成29年度より改正介護保険法に基づき新宮市が主体となって実施している事業の受託者として介護予防を必要とする要支援1、2の対象者等が住み慣れた地域で暮らせるよう予防基準緩和型訪問サービスを実施する。
- ② 総合事業を公共性の高い介護予防・生活支援として継続的かつ安定的に実施していく上で従事者を確保するとともに関係者との情報交換などに努めるものとする。

## (10) その他の事業

### ① 寝具乾燥消毒サービス事業の推進

平成15年度から新宮市より受託し、在宅高齢者、障がい者等で寝具の衛生管理が困難な方に対し専用車両で毎月1回利用者を巡回し布団など寝具の乾燥消毒をしており、本年度も引き続き毎月約50件実施する。

### ② ふれ愛収集事業の継続

市民の中で資源ごみをエコ広場に持参するのが困難な方に対し、新宮市の委託を受けて対象者の自宅を回り資源ごみを回収している。対象は持込可能な世帯員がいない障がい者及び要介護高齢者等の世帯で本年度も引き続き実施する。

## 2. 法人管理事業

### (1) 会員の拡大

- ① 令和7年度から12年度までの6年間の計画である『新たな仲間づくり計画』の2年目であり年間5名の増加がセンター目標で実現に努める。

- ② 会員の確保、拡大は持続可能なシルバー事業として推進していく上で組織の基盤であり働きたい高齢者の増加に対応するとともに地域社会や経済のニーズに応えたい。
- ③ 役職員はじめ会員による1会員一人紹介運動で友人、知人等への勧誘を図るとともに市広報誌への広告や地方新聞広告を効果的に活用して会員募集を図る。
- ④ 新しい会員加入のため、またシルバー人材センターを理解してもらうため毎月3回（第1・第3・第4火曜日午前中）の入会説明会を継続実施する。

## （2）公益社団法人の運営

- ① センターの安定的な運営を維持継続するためには財政基盤の強化は必須でありシルバー派遣事業やサポート事業に積極的に取組み財源の確保を図る。
- ② 昨年4月から施行された新しい公益法人制度について新会計基準適用に向け分析、運用を図る。
- ③ 公益社団法人の目的である高齢者の福祉の増進を図り公益事業を適正に運営するとともに収支の均衡に配慮しながら効率的な財政運営、経費の節減に努める。
- ④ 和歌山労働局、ハローワーク、和歌山県県民活動団体室、新宮市、連合会等の指導、支援を受け、また連携を図り適切な法人運営を努める。
- ⑤ 公益法人法の改正により定められた外部理事および外部監事の導入を役員改選で実施する。

## （3）フリーランス法による新しい契約方法

- ① 「フリーランス法」（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）が令和6年11月1日施行された。
- ② 会員はフリーランスに該当し特定受託事業者となり会員が請負・委任で就業する契約について見直す。発注者が事業者の場合は業務内容や報酬を記載した会員業務仕様書を書面化か電磁的方法で明示の準備する。
- ③ 新しい契約方法への移行時期は段階的に実施し、発注者が個人・家庭に限って令和8年4月1日から取り組む。

## （4）総会・理事会の開催

シルバー人材センターの最高議決機関である定時総会については5月に開催し、理事会については年6回を基本に必要なに応じて開催し、議案の審議や事業の運営状況等の審議を行い理事の役割を果たす。また、監事は理事会に出席し理事の職務執行を監査し、事務局に報告を求め業務や財産の調査を実施し監査報告書を作成する。